

中小企業に係る評価について

- 中小企業とは
中小企業基本法第2条第1項に定義されている「中小企業者」（ただし、個人を除く）とします。具体的には、下記分類表【A】または【B】のいずれかを満たすものを言います
※ 中小企業基本法上の「会社及び個人」に該当しないと考えられる社会福祉法人やNPO法人、事業協同組合や社団・財団法人についても、下記に準じて取り扱います。

【分類表】

業種（※）	中小企業 （下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は 出資の総額【A】	常時使用する 従業員の数【B】
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

- 業種の考え方について
 - (1) まず、下記URLの総務省が所管する日本標準産業分類(最新版は第13回)をご覧ください、分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるのかご確認ください。
http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html
 - (2) 次に、下記URLの対応表からどの業種に該当するのかご確認ください。
http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf
 - (3) また、別業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断してください。
- 常時使用する従業員の数について
 - (1) 労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」の数を言います。よって、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文をもとに個別に判断してください。
 - (2) また、会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」にはカウントしないでください。
- みなし大企業について
次のいずれかに該当するものは、「大企業」(*)と同等のものとして扱います。（加点の対象外となります。）
 - (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
 - (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業
 - (5) (1)～(3)に該当する中小企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業
- (*)大企業について
 - 上記「分類表」における「中小企業」以外のものを言います。
例えば、業種が建設業の場合、
 - ① 資本金の額又は出資の総額が3億円より多く、なおかつ
 - ② 常時使用する従業員の数が300人より多い場合、「大企業」に該当します。